

公 告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和4年10月25日

安芸高田市 市長 石丸伸二



- 1 業務名 安芸高田市障害者基幹相談支援センター業務
- 2 業務内容等 別紙「安芸高田市障害者基幹相談支援センター業務委託法人募集要項」のとおりに
- 3 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日
※契約を締結した日から令和5年3月31日までの期間を業務引継ぎ期間とする。なお、業務引継ぎに関する費用は、受託者の負担とする。
- 4 提案限度額 年額 22,000千円（消費税及び地方消費税含む。）
- 5 公募型プロポーザル参加資格
安芸高田市に法人の本拠を有する社会福祉法人又は特定非営利活動法人であって、かつ、中立・公正な運営を行うことができ、円滑に相談支援事業等を実施することができる次の要件全てを満たす法人であることとします。
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の19の指定一般相談支援事業所、又は同法第51条の20の指定特定相談支援事業所を運営する法人であること。
 - (2) 当該法人が基幹相談支援センター業務を受託し、運営するために必要な経営基盤や社会的信望を有していること。
 - (3) 市の障害者福祉行政をよく理解し、積極的に協力できる法人であること。
 - (4) 障害者総合支援法その他の関係法令、厚生労働省及び広島県からの通知通達等及び指導を遵守できる法人であること。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号に該当する者でないこと。
 - (6) 法人税、消費税及び地方税を滞納していないこと。
 - (7) 公告の日から契約を締結した日までの間において、建設業者等指名除外要綱（平成16年安芸高田市訓令第77号）第2条第1項に規定する指名除外等の措置を受

けていない者であること。

- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生開始に申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等となっていないこと。

6 公募型プロポーザル手続き等

(1) 担当部署及び問合せ先

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市福祉保健部社会福祉課

電話 0826-42-5615 FAX 0826-42-2130

E-mail shakaifukushi@city.akitakata.jp

(2) 募集要項等の入手方法

安芸高田市ホームページからダウンロードしてください。

アドレス <http://www.akitakata.jp/>

(3) プロポーザル参加表明書の提出及び参加資格の確認

ア 提出先

(1) に同じ

イ 提出期限

令和4年11月 7日(月) 午後5時必着

ウ 提出部数

各2部(正本1部 副本1部)

エ 提出方法

持参または郵送で提出してください。

持参の場合は土日及び祝日を除く、各日午前9時00分から午後5時までを受付時間とします。

オ 参加資格確認結果の通知

参加表明者の参加資格確認結果を令和4年11月10日(木)までに通知します。

(4) 提案書の提出

ア 提出先

(1) に同じ

イ 提出期限

令和4年11月24日（木）午後5時必着

ウ 提出部数

各9部（正本1部 副本8部）

エ 提出方法

持参または郵送で提出してください。

持参の場合は土日及び祝日を除く、各日午前9時00分から午後5時までを受付時間とします。

(5) 審査の手續及び委託法人の選定

選考は、安芸高田市障害者基幹相談支援センター委託法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてヒアリング及び審査を行い、委託法人を選定した後、市長が最終的な決定をします。

なお、選定委員会は、令和4年12月1日（木）（予定）に開催します。

(6) 選定結果の通知

選定結果は、令和4年12月9日（金）迄（予定）に提案者全員に通知文書を発送します。

7 その他

(1) 応募に要する費用は、応募者の負担とします。

(2) 次に該当する提案は、無効とします。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者のした提案

イ 応募書類に虚偽の記載をした者の提案

ウ 応募書類の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(3) 契約保証金

免除

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他詳細は、募集要項によります。